

公共調達物の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
神戸検疫所で使用する電力の供給	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	RE100電力株式会社 高松市林町2521番地5	7470001015605	予算決算及び会計令第99条の2	34,796,936	34,785,961	100.00	0				
神戸検疫所で使用するガスの供給	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	大阪瓦斯株式会社 大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号	3120001077601	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,937,813	7,559,825	100.00	0				
島津製作所社製ガスクロマトグラフ質量分析計TQ8050NX 2式の年間保守点検業務	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	大研科学産業株式会社 神戸市灘区弓木町5丁目2番8号	4140001074991	予算決算及び会計令第99条の2	2,069,584	2,068,000	99.92	0				
高速液体クロマトグラフ質量分析計TQD1式の賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	三菱HCキャピタル株式会社 大阪市淀川区宮原3-3-31	6010401024970	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,094,840	2,094,840	100.00	0				
高速液体クロマトグラフ質量分析計Triple Quad 4500等3式の賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	三菱HCキャピタル株式会社 大阪市淀川区宮原3-3-31	6010401024970	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,852,124	2,852,124	100.00	0				
ガスクロマトグラフ質量分析計GCMS-TQ8050等7式の賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	三菱HCキャピタル株式会社 大阪市淀川区宮原3-3-31	6010401024970	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,966,732	3,966,732	100.00	0				
ガスクロマトグラフ質量分析計7000C等6式の賃貸借(再リース)	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	オリックス・レンテック株式会社 東京都品川区北品川5-5-15	3020001090176	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	30,096,000	30,096,000	100.00	0				
段ボール箱の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月3日	株式会社藤光商会 神戸市兵庫区湊町3丁目2-2	7740001014078	会計法29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第3号	1,069,200	1,069,200	100.00	0				
ISO/IEC 17025:2017認定の更新審査業務委託	支出負担行為担当官 神戸検疫所総務課長 福井 竜二 神戸検疫所 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	令和5年4月20日	ペリージョンソン ラボラトリー アメリカ合衆国ミンガン州トロイビッグビーバーロード755	2700150008596	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,159,500	1,159,500	100.00	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。